

婚外子相続差別撤廃の民法改正案の成立に関する声明

本日未明、参議院本会議で、婚外子の法定相続分を婚内子の2分の1とする規定を削除する民法改正案が全会一致で可決、成立しました。1898年に制定された差別規定は115年を経てようやく撤廃されました。遅きに失したとはいえ、心から歓迎いたします。

しかし、出生届書に嫡出子、嫡出でない子の記載を義務付ける戸籍法改正の議員立法案は117対118の一票差で否決されました。この規定の存在の根拠とされた婚外子相続分規定が削除されたにもかかわらず、規定を見直さなかったのは、立法府の差別解消に消極的な姿勢をあらためて露呈したと言わざるを得ません

衆・参の法務委員会での法案審議でも、最高裁決定を批判し、婚外子やその母親を貶めるような発言が多々ありました。また、特定の価値観や家族観をもつ議員が、自身と違う考えや政策を、一部の政党やイデオロギーと関連付け、非難したことは、事実誤認であるだけでなく、当事者や支援者を無用に傷つけるものでした。立法解決してこなかった責任が問われているということが、全く理解されていないのではないかと憂慮します。

我が国は、法令が憲法に適合するかどうかは、裁判所が具体的事件の解決に必要な限度で審査する付随的審査制を採っているため、原告が裁判をしなければ、裁判所が勝手に憲法判断はできません。また、下級審で確定したり、裁判の途中で和解が成立したりすれば、最高裁の合憲判断は覆りません。今回の決定も、原告が、長い年月をかけて、最高裁まで闘ったからこそ引き出した違憲判断であり、法改正に導いたと言えます。原告となって裁判を闘ってこられた方々に、あらためて、心から敬意を表します。

今回の違憲決定で最高裁は、「これらの事柄は時代と共に変遷するものであるから、その定め合理性については、個人の尊厳と、法の下での平等を定める憲法に照らして、不断に検討され、吟味されなければならない」と、述べています。

唯一の立法機関である立法府が、これを真摯に受け止め、現行民法の、夫婦同姓の強制、女子のみに規定している再婚禁止期間、男女で異なる婚姻最低年齢などの差別規定を、憲法に照らして早急に見直すことを強く望みます。